

平成31年第1回尾鷲市議会臨時会会議録

平成31年1月17日（木曜日）

○議事日程（第1号）

平成31年1月17日（木）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1号 平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について
- 日程第 4 議案第 2号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
（提案説明、質疑、委員会付託）
- 日程第 5 議案第 1号 平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について
- 日程第 6 議案第 2号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 7 報告第 1号 専決処分事項について（損害賠償の額の決定）
（報告、質疑）

○出席議員（12名）

1番 三 鬼 孝 之 議員	2番 内 山 將 文 議員
3番 奥 田 尚 佳 議員	5番 上 岡 雄 児 議員
6番 三 鬼 和 昭 議員	7番 村 田 幸 隆 議員
8番 仲 明 議員	9番 小 川 公 明 議員
10番 南 靖 久 議員	11番 高 村 泰 徳 議員
12番 野 田 拓 雄 議員	13番 濱 中 佳 芳 子 議員

○欠席議員（1名）

4番 楠 裕 次 議員

○説明のため出席した者

市長
副市長
政策調整課長
總務課長
財政課長
水産農林課長
教育課長
教育委員会教育総務課長

加藤千速君
藤吉利彦君
大和勝浩君
下村新吾君
宇利崇君
内山真杉君
二村直司君
内山洋輔君

○議会事務局職員出席者

事務局長
事務局次長兼議事・調査係長
議事・調査係書記

岩本功
高芝豊
相賀智惠

〔開会 午前10時00分〕

議長（三鬼孝之議員） おはようございます。

これより、平成31年第1回尾鷲市議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） おはようございます。

本日は大変お忙しい中、平成31年第1回臨時会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。議員の皆様におかれましては、新春の晴れ晴れしい気持ちでお迎えのこととお喜び申し上げます。

今回の臨時会には、議案第1号「平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」を初めとする議案2件、報告第1号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」の報告1件を提出させていただきました。

なお、補正予算におきましては、特に幼稚園・小中学校空調設備事業関連予算及び本庁舎耐震改修事業の円滑な進行を図るため、債務負担行為の設定をさせていただいております。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

議長（三鬼孝之議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、4番、楠裕次議員が病気のため、欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、9番、小川公明議員、10番、南靖久議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日だけにいたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第1号「平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」及び日程第4、議案第2号「和解及び損害賠償の額を定めることについて」の計2議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました2議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、今回提案しております議案第1号「平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」及び議案第2号「和解及び損害賠償の額を定めることについて」の2議案について説明いたします。

議案書の1ページをごらんください。

議案第1号「平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」につきまして説明いたします。

お手元に配付の平成30年度尾鷲市一般会計補正予算書（第7号）及び予算説明書の1ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億788万1,000円を追加し、これにより、予算総額を101億2,465万6,000円とするものであります。

まず、歳入について説明いたします。

10ページ、11ページをごらんください。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金3,242万6,000円の増額は、実施済みの学校施設のブロック塀対策と、幼稚園及び小中学校空調設備設置に対するブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の追加であります。

16款寄附金、1項寄附金8,038万円の増額は、ふるさと応援寄附金として7,988万円、一般寄附金として1名の方から50万円の御寄附による増額であります。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、今回の補正財源として57万5,000円を繰り入れるものであります。

20款市債9,450万円の増額は、ブロック塀撤去等工事の一部及び幼稚園・小中学校空調設備設置事業の財源として、学校教育施設等整備事業債の増額であります。

次に、歳出について説明いたします。

12ページ、13ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、1,000万円の増額で、12月末現在での寄附申請額を勘案し、ふるさと納税事業委託料を増額するものであります。

3目財産管理費は、7,988万1,000円の増額で、4月から12月までのふるさと応援寄附金を基金に積み立てるものであります。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は、1億1,800万円の増額で、幼稚園及び小中学校空調設備設置工事による工事請負費であります。

2項小学校費、1目学校管理費は、実施済みであるブロック塀撤去の修繕料に対して、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金9万1,000円及びブロック塀等安全対策事業債10万円を充当したことによる財源更正であります。

続きまして、繰越明許費について説明いたします。

5ページをごらんください。

9款教育費、1項教育総務費の幼稚園及び小中学校空調設備設置事業につきまして、年度内での事業実施が困難であるため、繰越事業として実施するものであります。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

1件の追加で、来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであります。

事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

続きまして、地方債補正について説明いたします。

学校教育施設等整備事業につきまして、起債対象事業の追加による借入限度額の変更であります。

以上をもちまして、議案第1号「平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」について説明とさせていただきます。

議案書に戻っていただき、2ページをごらんください。

議案第2号「和解及び損害賠償の額を定めることについて」につきましては、昨年9月30日、台風24号の接近に伴う強風により、市内大字南浦地内（小原

野地内)の市所有樹木が倒木し、隣接する個人所有家屋の外壁及び屋根等に損害与えたことによる和解及び損害賠償の額を定めるもので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第1号「平成30年度尾鷲市一般会計補正予算(第7号)の議決について」及び議案第2号「和解及び損害賠償の額を定めることについて」の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(三鬼孝之議員) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

3番、奥田尚佳議員。

3番(奥田尚佳議員) 済みません、1点だけちょっと確認、教えてください。

債務負担行為なんですけど、事業の円滑な推進という説明、今、提案説明がありましたけど、中身の説明がなかったんですが、具体的な説明だけ、まず、委員会に入る前に確認させてください。

議長(三鬼孝之議員) 総務課長。

総務課長(下村新吾君) 債務負担行為につきましては、市役所庁舎耐震改修工事に伴う支援業務ということで、設計・施工一括管理発注方式の支援業務、それと、地質調査業務が主なものでございます。

議長(三鬼孝之議員) 3番、奥田尚佳議員。

3番(奥田尚佳議員) ちょっと質疑と絡んでしまうかもしれませんが、今回、これがメインだと私は聞いているんですけど、この臨時会。その内容説明が提案説明になかったというのは、非常になぜなのかなという疑問があるんですけど。それは、最初から説明せんでもよいものなんですか。なぜ、伏せる必要はないですよ、別に。

非常に大事な問題で、6億かかると聞いているんですけど、6億もかかるような大事業ですよ。その業務委託でしょう。だったら、市民の方への周知ということを考えても、事前にきちっとした説明を提案説明の中でしてもらわないと、市民の方、ちょっとわかりにくいなと思うんですけども。僕らもわかりにくい。これは別に隠したわけじゃないですよ。どうなんですか。

議長(三鬼孝之議員) 総務課長。

総務課長（下村新吾君） 当然、31年度の当初予算に計上するものでありまして、中身といたしましては発注方式の支援業務ということで、募集要領等の発注前資料作成、あと提案書等の整理、あと、選定委員会等の運営支援が主なものになっております。

当然、当初予算に計上されるものでございまして、当初予算には詳細な説明を行いたいと思っております。

議長（三鬼孝之議員） 3番、奥田尚佳議員。

3番（奥田尚佳議員） いや、私、申し上げたいのは、ちょっと質疑と離れてしまうかもしれませんが、今のごみ焼却施設の件もそうやけれども、既定事実だけつくって、説明したじゃないですか、説明したじゃないですかってどんどん進んでいくんですね。

今回でも当初予算に計上しますというのは、それはわかりますよ。でも、債務負担行為でこれを上げてきたら、債務負担行為を通してしまったら、議会が通ったら、もう当初予算なんて、否決なんかできませんよ。そのときに説明をもらったって、債務負担行為で通っているじゃないですかとあなた方、言うでしょう。言われません。

だから、今、債務負担を上げるときにきちっとした説明をしてもらわないと僕はいけないと思うんですけど、ちょっと質疑と絡んでしまうのであれなんですけど、その辺、執行部、よく考えていただきたいなと思うんですけどね。

議長（三鬼孝之議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 異議なしと認めます。よって、議題の2議案は、所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩し、付託されました議案の審査をしていただくため、第二・第三委員会室において行政常任委員会を開催していただきますので、よろしくお願

いたします。

それでは、暫時休憩いたします。

[休憩 午前 10 時 14 分]

[再開 午後 0 時 15 分]

議長（三鬼孝之議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 5、議案第 1 号「平成 30 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 7 号）の議決について」及び日程第 6、議案第 2 号「和解及び損害賠償の額を定めることについて」の計 2 議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました 2 議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、南靖久委員長。

[10 番（南靖久議員）登壇]

10 番（南靖久議員） 報告させていただきます。

私たち行政常任委員会に付託になりました議案第 1 号「平成 30 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 7 号）の議決について」、議案第 2 号「和解及び損害賠償の額を定めることについて」、以上 2 議案につきまして、委員会における審査の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

先ほど、市長、副市長、教育長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、議案第 1 号「平成 30 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 7 号）の議決について」につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。また、議案第 2 号「和解及び損害賠償の額を定めることについて」につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

なお、議案第 1 号「平成 30 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 7 号）の議決について」の審査におきまして、本庁舎耐震改修工事支援業務委託にかかわる債務負担行為補正 441 万 5,000 円につきましては、本委員会の審査過程において、本市の現在の財政状況を十分に勘案した上で、新築、移転及び分庁方式は極めて困難であるという結果を踏まえ、現庁舎を耐震補強する方法が現状における最良の選択肢であること、また、緊急防災・減災事業債の期限や事業の工期を考慮し、設計・施工一括提案による公募型プロポーザル方式にて、参加企業の実績、事業のコンセプト及び提案価格などによる業者選定を実施したいという説明を執

行部から受けておりました。

本市の厳しい財政状況を考えるとき、現庁舎の耐震補強を実施することが本当に最良の選択肢なのかという極めて厳しい意見も出されました。

しかし、短期、中期的な財政見通しが市民の前に明らかにされることが必要で、市民に対してさらに詳しい説明が必要であるという意見もございました。

本庁舎保全にかかわるランニングコスト等の試算においても不明瞭な点があるなど、今後において委員間からさまざまな意見がございましたので、申し添えさせていただきますと思います。

以上をもちまして、行政常任委員会の委員長報告といたします。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 以上で、委員長の報告は終了いたしました。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論、ございませんか。

3番、奥田尚佳議員。

〔3番（奥田尚佳議員）登壇〕

3番（奥田尚佳議員） 私は、議案第1号「平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」のうち、第3表、債務負担行為補正の追加であります本庁舎耐震改修工事支援業務委託、期間が平成31年度、限度額441万5,000円につきまして、反対の立場で討論に参加させていただきます。

反対の理由としては、主に二つであります。

一つは、やっぱりまだ議論が煮詰まっていないということで、市民の方々になかなかわかりにくいんじゃないかなということが一つ。

それから、もう一つは、最近、ちょっとごみ焼却施設の件もありますけど、議会の審議が余りきちんとしていないんじゃないかという市民の方々の批判が結構ございますので、また、議会でのこの耐震についての議論が、議論が煮詰まっていないということもありますけれども、議会が今形骸化しているんじゃないかというようなこともちょっと感じますので、その主な2点で反対させていただきたいと思っております。

それで、中身なんですけれども、皆さん御存じのとおり、市長のほうから来年度予算がなかなか組みにくいと、2億5,000万円、財源が不足すると、来年度以降もずーっと、来年だけじゃないんですけれども、財源不足が生じてくるという厳しい財政状況であるということの報告がございました。

そんな中で、この10月17日かな、秘密の議会ということで、公開ではなく、非公開での秘密会議というか、非公開での行政常任委員会があって、12月議会は通常の常任委員会でしたけど、その中で庁舎を耐震補強するんだという報告がございました。報告でございますね、これは。それで、1月に臨時議会を開くという話がございました。

ですので、きょうは学校のほうの空調設備の補正とかもございましたけど、きょうの臨時会のメインは、この債務負担行為なんですね。441万5,000円と金額的には小さいですけども、これがメインであります。でも、私は先ほど、議会冒頭にも質疑させてもらいましたけれども、提案説明の中にも具体的な説明もなくて、何かなし崩し的に進めているような気がするんですね。

ですので、市民の方々が来年度、2億5,000万円足りないと言われていた中で、今回、6億円ですよ、6億円の中に壁一枚直す費用も含まれていないと。あくまで耐震補強のための費用で、6億円を上限としてかかると。

それ以外の給排水とか、それから給排水のところのトイレ、トイレの整備とか、浄化槽もそうです。それから、バリアフリー、どうするのかという問題もあります。もうこの庁舎も57年たっているということでかなり老朽化してしまっていて、耐用年数もかなり経過している状況の中で、直さないかんことも結構あります。

でも、壁一枚含まれていないという6億、それでも6億円かかると。上限ですけど、6億円。それ以外のものは一般財源でやらないといけないという状況の中で、果たして幾らかかるのかと。

これ、財政の計画を私、示してほしかったんですけど、きょう出てこなかった、非常に残念なんですけれども、その出ていない状況の中で、市民の方に来年、2億5,000万円足りないんですよと言っても、なかなかわかりにくい。私も今、全然、あの中に落ちないんですよ、落ちてこない。果たしてこれができるのかという。

だから、きちっとした財政計画を示した上でやっていただかないと、幾ら緊急防災・減災事業債というのが平成32年度までであるということで、有利な起債があるということでやられるということですけど、これも以前からわかっているこ

とでありまして、今になって間に合わないから早急にやらないといけないんですよという総務課長の説明とかもありましたけど、それならもっと早い段階で議論を進めて、やる必要があると思うんですよね。それを置いておいて、いや、間に合わないんですよと、有利な起債があるのでと言うて。これもわかりません。さっきも委員会の中で市長が言われていました。私はまだ続くと思うんですけれどね。ほかにもいろんな、国は有利なメニューを出してくれると思うんですけれども。

それはさておきまして、そういう間に合わないんですよというようなことで、もう議会に議論をさせないつもりなのかどうかわかりませんよ。でも、実質、議論ができないまま、こういう債務負担行為まで上がってきてしまう。このことに対して、やっぱり市民の方はわかりにくいんじゃないかなと。もうちょっときちっと、広域ごみ焼却施設もそうですけど、やっぱり市民の方々にきちっとわかるような説明を私はしていただきたいという意味で、今回は反対させてもらうわけです。

それと、やっぱり今のこの市長の、執行部の行政のやり方、進め方というものに、私は非常に違和感を覚えるんですね。手順を踏んでやっているんだということですけど、ただそれを報告しているだけで、やっぱり議会の中でも、この庁舎の問題についてもいろんな意見が出ているわけですよね。それが耐震補強でも突っ走ってしまうという議論も、きょうもいろんな意見が出ていましたけれども、この行政手法って本当にいいのかなと。

それで、最近の市長のやり方というのは、私は委員会の中で申し上げましたけれども、3月議会のときに私は、行政の窓口ぐらいは、耐震、今おくられていますから、窓口、市民の方々が来られる窓口ぐらいは先に、市民の方々の安全を考えて、ほかのところへ場所を移す、分庁、そういうことで一部取り上げてもいいんじゃないですかと、福祉なんかで一部、福祉センターのほうでやっていますから、そういうのも含めて考えたらどうですかということをご提案させていただきましたけれども。

4月15日かな、委員会で申し上げましたつつじ祭りがあったとき、曾根の、市長が私を捕まえて、あなたの意見は本当によかったと、本当に市民の命を守るためにもすぐやりますと、すぐやりますと。すぐやります、すぐやりますよと、本当に何回も言うて、わかりました、わかりましたと僕は言うたんですけど、すぐやりますと言うてもいつやるんだろうと。5月になってもやらない、6月になってもやらない、7月になってもやらない。いつになったらやるんだと思って

いましたけど。

そうしたら、10月になったら、耐震診断をやったから耐震補強をするんですよ。だから、耐震診断をやったら、それは耐震ができていないのはわかっていますから、それは立て直すか補強しかないですよ。どちらかですよ。それを耐震診断したから耐震補強しないといけないんですよ。その論理というのはどうなのかなと、僕は市長に対する不信感ですね。

もうこれ、委員会の中で申し上げましたけれども、2年前の9月議会でも、私はリニアックのこと、それから学校統合のことも聞きましたよ。そのときでも市長はリニアックを絶対やると、学校も北輪内に1校残すんだと言い切った割には、言い切ったのに、すぐにころっと変わった。ころっと変わって、それに対してもあれだけ一般質問の中で私と議論しておきながら、私に対して何の説明もないんですよ。いまだにないんですよ。

謝罪してくれとは言いませんよ。謝罪してくれとは言いませんけど、一言ぐらい、あのときはこう言ったけど、こうこう、こう考え、変わったんですとか、説明ぐらいあってもいいなと思うんですけども、いまだに市長から私に対して説明、ありません。

そういう意味で私は不信感を持っているんですけど、それをおきまして、やっぱり今、市長のやり方というのは、その行政手法というものは本当にこれでいいのかなと。このまま、これをあえて私は、きょう、債務負担ですから、また当初予算、出てきますから、当初予算で反対したらいいかなと思いましたが、でも、今の市長のやり方というのは、報告したからそれでいいでしょうと。

だから、多分、これ、当初予算のときでも、あなた、債務負担、通っているんじゃないですかと、そういう言い方をされると思うんですよ。多分、そう言われるんじゃないかと思うけど。そういうふうな既定事実をどんどんつくって行って、もうあなた方に説明したじゃないですか、もうあなた方、債務負担を認めたでしょうと、要らんことを言うなみたいな、こういうふうな進め方に私は思えるんですね。

皆さん、どう思われるかわかりませんよ。単なる債務負担じゃないかと思われる方も。でも、債務負担でも大きいですからね、これ、もう。もう事業を進めていくということの債務負担ですからね、これは。

ですから、この債務負担、上げる前にやっぱりきちっとした議論をした上で、それで本当に幾らかかるのか、これ、全部含めて、一般財源も含めて幾らかかる

のか、これをきちっと示さないと、幾ら6億円の7割が交付税算入されるんですといったって、一旦返さないといけないんですよ。返済は必ずしないといけない。

これ、何年になっても変わりませんよ、5年になっても、10年、変わりません。これが返済して、その返済した金額に対して7割を交付税の計算に算入しますというものなんです。その計算という、それに対する掛け率とか、いろんなものがあるわけなんです。だから、完全に7割戻ってくるわけでもない。この地方交付税というのは非常に読みにくいところです。非常に読みづらい。

ですから、本当に保守的というか、国から入ってくるお金というものを保守的に考えないと、少な目に、もらえるはずだと思っていたものがもらえないと。そうじゃないですか、皆さん。これまでの交付税算入されるな、されるなど言いながら、交付税、ふえていますか。全然ふえていないんですよ、交付税って。それは国がうまくやっているんですよ、掛け率を変えて。

だから、そういうことも含めて、やっぱり市民の方々に来年、2億5,000万足りないということで、かなり私は補助金をカットしたりとか、いろんな行政サービスの制約がかかっていると思うんですよ。間違いなくかかってくるんですよ、これ。まだ3月議会、来ていないのでわかりませんが。

そういう中で、市民の方々に、行政サービス、どうなるのかわかりませんが、いろんな迷惑はかけてくると思うんですよ。そういう中で、この市の庁舎、この壁一枚かえることも含めていない、単なる耐震補強だけで6億。それ以外、幾らかかるのかわかりませんが。8億かかるのか10億かかるのかちょっと見えませんが、いろんなものを含めて。

ですから、それで市民の方々が納得というか、わかるのかなと。僕自身も今わからないし、2億5,000万足りません。それは来年度だけでなく、再来年も、その次も、再々来年、4年以降はもっと足りない。そういうふうな状況の中で6億円をぽんと出せるんですよという、その説明というのをきちっとしないと、僕はちょっとわかりにくいと思うんですよ、これ。

だから、そういう意味で、やっぱり手順をきちっと。市長は手順を踏んでいると言いますが、私は全く手順を踏んでいないと思いますし、このままですと、本当に議会軽視、市民軽視のまちなってしまうと。そんなのだったら、議会なんか要らないんですよ。だから、そういうまちで本当にいいのかと。

議会としてきちっとした、やっぱり市民の方々に、今、市長に対してしっかり意見を言ってくれと、議会報告会でも言われました。しっかり意見を言ってくれと、

あなた方、市民の代表なんだから言ってくれと、あなた方、言ってくれないと困るんだという意見がありました。そのとおりだと思います。

その一方で、合併できなんだのはあんたのせいやとか、そういう責任はやっぱり負われるわけですね、市民の方が言われると。執行部じゃなくて、議会に責任を追及されるわけですね。ですから、やっぱり僕は今、議会の議員の、私も含めた議員の資質というものが特に、特に問われていると思います。

だから、そういう意味で、私は議員のためにも、執行部に対してこの行政手法をもう改めてほしいという強い思いで、今回、あえて反対させていただいた次第でございます。どうか御理解いただきたいと思います。

これで反対討論を終わります。

議長（三鬼孝之議員） 他にございませんか。

2番、内山將文議員。

〔2番（内山將文議員）登壇〕

2番（内山將文議員） 平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決についてのうち、特に先ほど反対討論のありました第3表、債務負担行為補正、本庁舎耐震改修工事支援業務委託について、賛成の立場から討論に参加させていただきます。

市役所本庁舎の耐震化につきましては、災害時における防災拠点となるべき施設として、平成24年策定の尾鷲市公共施設耐震改修計画において、優先順位の高い施設と位置づけられております。

しかし、当時は、次代を担う子供たちの命を最優先と考え、平成23年度の尾鷲小学校を皮切りに、市内小中学校の耐震補強計画を遂行しておりました。また、平成23年の東日本大震災を受け、同年8月には尾鷲保育園保護会連絡協議会から保育施設の耐震整備及び防災対策についての陳情書が提出され、同年9月29日には議会も採択し、津波浸水域にある保育園の高台移転が推進されることとなり、合併していない本市にあっては合併特例債などの有利な起債もなく、市役所本庁舎の耐震化は財源等の問題から後回しとなったものと理解しております。

その間でも、平成28年4月に起きた熊本地震では、市役所や町役場の庁舎が被災し、使用できなくなり、行政機能が麻痺する自治体が相次ぐ事態となったことにより、本市でも多くの市民から新庁舎建設の要望が出されました。

また、政府の地震調査委員会では、今後30年以内に南海トラフ巨大地震の発生確率が70から80%と引き上げられたことであり、本庁舎の耐震化が喫緊の

課題となっており、県下では未耐震の本庁舎は本市を含めた1市1町のみであり、執行部として、国、県へ有利な補助事業などの財政支援について要望活動を続けてこられたものであります。

そのような状況の中、昨年度、防災・安全社会資本整備交付金を活用し、耐震診断を実施した結果、構造耐震指数、いわゆるI_s値が基準を下回ったものの、コンクリート強度が建設当時の推定設計基準強度以上の強度が確認されました。

そのため、執行部から、耐震補強工事も含め、新築、移転、分庁方式などを検討し、昨年12月をめぐりに本庁舎の耐震化の方針を固めたいとの説明がありました。そして、昨年10月の行政常任委員会の勉強会にて、新築、移転では財源確保が困難であり、分庁方式では移転先の代替施設の確保や用途変更に伴う耐震補強が必要になる可能性があるなどの要因から、新築や移転、あるいは分庁方式は財政的に困難であるとの説明を受け、12月の行政常任委員会にて現庁舎の耐震補強が最適として、今後の事業スケジュール等が示されたものであります。

また、執行部からは、現在の本市の財政状況で耐震補強工事を実施するためには、充当率が100%で交付税措置率70%である緊急防災・減災事業債を活用するほかはないとの検討結果のもと、2020年度までに工事完了を実施しようとする、すぐにでも設計、工事に向けた取り組みの必要があるため、年明け早々の臨時会開催の要望を受けたものであります。

多くの市民が来庁する市役所本庁において、発災時には安全の確保と、また、発災後には復興に向けた業務の継続を行うため、防災センターのみならず、市職員が業務に従事する市役所本庁舎の耐震化は、現状における最良の選択肢であると判断し、補正予算案に賛成するものであります。

御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます、私の賛成討論とさせていただきます。

議長（三鬼孝之議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

最初に、日程第5、議案第1号「平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 多 数)

議長 (三鬼孝之議員) 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第2号「和解及び損害賠償の額を定めることについて」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長 (三鬼孝之議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、報告第1号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」を議題といたします。

ただいま議題となりました報告第1号につきましては、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

[市長 (加藤千速君) 登壇]

市長 (加藤千速君) それでは、報告案件について説明いたします。

議案書の3ページをごらんください。

報告第1号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」につきましては、5ページに事故の概要を記載しておりますが、昨年9月12日、台風21号の接近に伴う大雨により、本市が管理する市内矢浜岡崎町地内の雨駄農業用水路が溢水し、隣接する個人所有のブロック塀に損害を与えたもので、平成30年12月21日、相手方と示談が成立し、損害賠償の額が決定したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

以上で、報告案件の説明とさせていただきます。

議長 (三鬼孝之議員) 以上で、説明は終わりました。

これより、報告第1号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (三鬼孝之議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては報告案件でございますので、これをもって終結

いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 議員の皆様におかれましては、公私ともお忙しい中、慎重なる御審議を賜り、まことにありがとうございました。

本臨時会に提出いたしました議案第1号「平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」を初めとする議案2件、報告第1号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」の報告1件を原案どおり御承認いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

審議の中においていただきましたさまざまな御指摘、御意見につきましては、今後、十分留意の上、市政運営に努めてまいります。

簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（三鬼孝之議員） 本日1日、御苦労さまでした。

これをもって、平成31年第1回臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午後 0時43分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 三 鬼 孝 之

署 名 議 員 小 川 公 明

署 名 議 員 南 靖 久